

# 社団法人 日本速記協会 定款施行細則

昭和 41 年 5 月 28 日 施 行	昭和 62 年 10 月 29 日一部変更
昭和 42 年 10 月 20 日一部変更	平成 5 年 10 月 28 日一部変更
昭和 44 年 10 月 23 日一部変更	平成 16 年 10 月 29 日一部変更
昭和 48 年 10 月 28 日一部変更	平成 18 年 10 月 27 日一部変更
昭和 55 年 10 月 23 日一部変更	平成 19 年 10 月 31 日一部変更
昭和 56 年 10 月 22 日一部変更	平成 20 年 11 月 14 日一部変更
昭和 59 年 10 月 26 日一部変更	平成 21 年 11 月 22 日一部変更

第 1 条 この法人の定款（以下定款という）を施行するため、細則を次のとおり定める。

## （ 会 費 ）

第 2 条 普通会員費は年 8,000 円とし、特別会員費は年 17,000 円とする。

## （ 入 会 金 ）

第 3 条 入会金は 5,000 円とする。

## （ 事 務 分 掌 ）

第 4 条 本協会に次の各部を置く。

### 一 総務部

- ・公印保管に関する事項
- ・総会及び理事会の開催に関する事項
- ・文書の接受及び発送に関する事項
- ・事業計画及び事業報告に関する事項
- ・支部及び会員の入退会に関する事項
- ・事務局内の人事、給与、手当、厚生、組織並びに庶務、営繕、用度等に関する事項
- ・速記士証に関する事項
- ・表彰に関する事項
- ・速記の学習・利用・需要についての相談業務及び啓発宣伝に関する事項
- ・その他、他部の所掌に属しない事項

### 二 経理部

- ・予算及び決算に関する事項
- ・収入及び支出に関する事項

- ・物品購入、出納及び保管に関する事項
- 三 検定部
  - ・速記技能検定に関する事項
  - ・検定合格者の登録、証明に関する事項
  - ・検定以外の試験に関する事項
- 四 研修部
  - ・速記者等記録事務従事者に必要な研修会に関する事項
- 五 出版部
  - ・速記関係図書の出版、宣伝、その他印刷関係
- 六 調査部
  - ・内外速記事情の調査、速記関係資料、図書の収集整理、速記関係統計の作成
- 七 研究開発部
  - ・速記の利用分野の研究開発
  - ・速記技能者の技術水準の向上に資する事項
  - ・速記補助機器の研究開発、紹介及び普及に関する事項
  - ・その他速記普及に必要な各種事業
- 八 編集部
  - ・「日本の速記」の発行

第5条 前条の各部に部長及び部員を置く。

- 2 部長は理事の中から選任することができる。
- 3 部長及び部員の任免は理事会の承認を経て、理事長が行う。
- 4 部長は、各部の事務を分掌し、その執行状況につき、随時文書または口頭をもって理事長に報告しなければならない。

#### (委員会)

第6条 必要に応じ、定款第21条に規定する委員会を設置する。

- 2 委員会は委員の互選により、委員長1名、副委員長2名、幹事若干名を選任する。
- 3 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、所掌事項を処理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 幹事は、委員長の指揮を受け、委員会の事務をつかさどる。
- 6 委員長は、委員会の審議経過並びに結果を理事長に報告しなければならない。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、委員会内に小委員会を置くことができる。
- 8 各委員会は、相互に関連する事項については、関係委員長の合議により、合同委員会を開くことができる。

( 顧問、参与、支部長の意見聴取 )

第7条 顧問、参与及び支部長は、定款第20条によるほか、この法人の目的達成上必要があると認めるときは、総会、理事会に出席またはその他の方法をもって意見を述べることができる。

2 理事長は、この法人の目的達成上必要があるときは、随時顧問、参与及び支部長の合同会議を開いて、会務の運営についてその意見を聞くことができる。

( 支 部 )

第8条 支部は地域、職域及び学校を単位として置くこととし、正会員5名以上をもって組織する。

第9条 支部を置こうとするときは、支部設置申請書に会員名簿、支部規約案を添えて、理事長に申し出、理事会の議決を経なければならない。

第10条 支部は、この法人に対し次の義務を負う。

- 一 少なくとも年一回支部としての事業を報告すること。
- 二 規約の変更については、事前に承認を求めること。
- 三 会員異動はすみやかに通知すること。
- 四 新たに会員になろうとする者の入会金及び会費をその都度、並びに支部会員の会費を一括して納入すること。

第11条 この法人は、支部活動費の一部を助成することができる。

( 表 彰 )

第12条 この法人は、速記文化の向上を図るため、次の各号の一に該当する者を、理事会が決定し、総会等において表彰する。

- 一 速記方式を創案、改良し、速記技術の発達向上に貢献した者等、速記界に対し功労顕著な者
- 二 30年以上速記の実務、教育に従事し、その成績の優秀な者、または速記の普及宣伝に寄与し、その実効の顕著な者及び速記に関する研究等を発表し、その学術的権威の認められる者
- 三 この法人の事業に特に協力する等、この法人の発展に功労顕著な者
- 四 この法人主催の競技会または試験における成績が優秀な者

第13条 被表彰者に対しては、表彰状または記念品を贈り、「日本の速記」に発表する。

( 速記技能検定 )

第14条 この法人は、速記の普及、技能度の確認、社会的評価の向上を図るため、速記技能の検定を行う。

- 2 検定は、別に定める「速記技能審査基準」のほか、「速記技能検定試験実施規則」により実施する。
- 3 定款第29条に定める事業計画に基づき全国同時に実施する。ただし、理事会において必要と認めるときは、分試験場を設けることができる。なお、分試験場における実施要領は別途定める。

（検定以外の試験）

第15条 この法人は、速記の普及と技術水準の向上を図るため、必要と認めるときは、検定以外の試験、競技会を行うことができる。

- 2 試験の種類を次のとおり定める。

速記試験	分速360字内外
奨励試験	低速度を主とする
模擬検定試験試験	基準は検定に準ずる
速記技術競技会	高速度競技 難度競技 無過失競技（個人または団体）

- 3 前項試験の実施要項は、理事会において別に定める。
- 4 支部等が本条の試験を行おうとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

（資格認定及び速記士証交付）

第16条 この法人は、速記技術者の格づけに資するため、検定1級合格者を1級速記士、検定2級合格者を2級速記士と認定し、本人の申請により、1級速記士証、2級速記士証をそれぞれ交付する。

- 2 旧日本速記協会の実施した速記技術検定試験2級以上の合格者は速記士に認定されたものとみなし、本人の申請により速記士証を交付する。
- 3 永年速記実務に携わった者より申請があった場合、理事会が承認した者は特にこれを速記士とみなし、本人の申請により速記士証を交付する。

第17条 1級速記士証、2級速記士証の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に履歴書1通(写真貼付)、写真(縦30ミリ×横25ミリ)1葉及び発行手数料10,000円並びに登録料10,000円を添えて理事長に申請しなければならない。ただし、既に会員である者は登録料10,000円を要しない。

- 2 再交付を申請するときは、写真及び手数料3,000円を添えて理事長に申請しなければならない。
- 3 定款施行細則第16条第2項及び第3項の規定により、1級速記士証の交付を受けようとする者は特例認定料(発行手数料及び登録料)50,000円を、2級速記士証の交付を受けようとする者は特例認定料(発行手数料及び登録料)30,000円を添えて理事

長に申請しなければならない。ただし、既に会員である者は登録料10,000円を要しない。

4 前項の証を受けた者の氏名は速記士名簿に登録する。

( 議事記録議事運営事務研修会及び会議録作成講座 )

第18条 この法人は、速記者等記録事務、議事運営に携わる者の知識、技能の向上を図るため、議事記録議事運営事務研修会及び会議録作成講座を実施する。

2 議事記録議事運営事務研修会及び会議録作成講座の実施要綱は、実施の都度、理事会において決定し、発表する。

( 旅費、日当等の支給 )

第19条 役職員が招集を受けて会議に出席したときは、交通費の実費を支給することができる。

2 役職員が会務のため都内出張したときも前項に準ずる。

3 事情により、前項の支給額は変更することができる。

第20条 役職員が都外出張したときは、次の各号の基準によって旅費等を支給することができる。

一 旅費(乗車券、急行券、特急券、寝台券) 実費

二 宿泊費 13,500円

三 日当 1日につき3,000円

第21条 会務運営のため不可避の接待費、食糧費は支給することができる。ただし、証票を付して請求しなければならない。

( 補 則 )

第22条 この施行細則に定めのない事項については、常務理事会または理事会の決定するところによる。

第23条 この施行細則の改正は、理事会の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 前項の規定により施行細則の改正をしたときは、総会に報告してその承認を得るものとする。

( 附 則 )

1 この施行細則は、この法人設立の日から施行する。

2 従来速記士証の書きかえは、第17条の2に準ずる。

( 附 則 )

1 この施行細則は、平成21年11月22日から施行する。